



福運整第268号の2
平成28年7月4日

福島県内旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局
福島運輸支局長



バスの車両火災事故防止の徹底について

標記について、東北運輸局自動車技術安全部長から別紙のとおりバスの車両火災事故防止の徹底に係る通達が発せられましたので、ドライバー及び整備担当者への周知啓発をお願いします。

東 自 保 第 25 号
東 自 整 第 49 号
平 成 28 年 6 月 30 日

東北運輸局福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長

バスの車両火災事故防止の徹底について

バスの車両火災事故防止については、「バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の徹底について」(平成28年2月22日付け、東自保第111号及び東自整第152号)により注意喚起したところですが、今般、国土交通省において、スプリング・ブレーキ・チャンバ等トレーラの火災事故防止に関する注意事項をまとめた啓発ビデオを作成し公開したことを受け、自動車局安全政策課長及び整備課長から別紙(平成28年6月23日付け国自安第58号の2及び国自整第76号の2)のとおり(公社)日本バス協会へ通知した旨、通達がありました。

スプリング式ブレーキについては、バス車両においても使用されており、公表された啓発ビデオを広く周知することは、バスの車両火災事故の危険性やその防止を図るための重要性を認識するためには極めて有効と考えられることから、貴支局管内の関係事業者にも周知するとともに、研修等の機会を捉え指導願います。

参考:トレーラの火災事故防止に関する啓発ビデオ

国土交通省自動車局審査・リコール課Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>



国自安第58号の2
国自整第76号の2
平成28年6月23日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局
安全政策課長

整備課長

バスの車両火災事故防止の徹底について

標記について、別紙のとおり公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので、貴局においても関係事業者を指導されたい。



別 紙

国 自 安 第 5 8 号

国 自 整 第 7 6 号

平成28年6月23日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長

整 備 課 長

バスの車両火災事故防止の徹底について

バスの車両火災事故防止については、「バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の徹底について」（平成28年2月19日付け、国自安第249号、国自整第365号）により注意喚起したところであるが、今般、国土交通省において、スプリング・ブレーキ・チャンバ等トレーラの火災事故防止に関する注意事項をまとめた啓発ビデオを作成、公開し、関係者に別添のとおり注意喚起を行った。

スプリング式ブレーキについては、バス車両においても使用されており、公表された啓発ビデオを広く周知することは、バスの車両火災事故の危険性やその防止を図るための重要性を認識するためには極めて有効と考えられることから、貴会傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

参考：トレーラの火災事故防止に関する啓発ビデオ

国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P918281u2g>

別 添

国自審第509号

国自安第53号

国自整第73号

平成28年6月23日

一般社団法人	日本自動車工業会	会長	殿	}	(単名各通)
一般社団法人	日本自動車車体工業会	会長	殿		
一般社団法人	日本自動車整備振興会連合会	会長	殿		
一般社団法人	全国物流ネットワーク協会	会長	殿		
公益社団法人	全日本トラック協会	会長	殿		

国土交通省自動車局

審査・リコール課長

安全政策課長

整備課長

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけではなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

また、これをもとに、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しました。

貴会においても本趣旨をご理解いただき、傘下の会員に対して下記事項を周知いただき、注意喚起にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. トレーラ火災の未然防止に関する注意事項について

- ① 日常点検を確実に行うこと。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良(エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷)及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良(ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着)に注意すること。
- ② 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実に行うこと。
- ③ 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。

※ トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。

※ 万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

2. 啓発ビデオの公開ページについて

次のリンク先において、啓発ビデオを公開しておりますので、ご活用ください。

- 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

3. 注意喚起の掲載ページについて

次のリンク先において、注意喚起を掲載しておりますので、お知らせいたします。

- トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

別 添

国自審第509号

国自安第53号

国自整第73号

平成28年6月23日

独立行政法人自動車技術総合機構	理事長	殿	} (単名各通)
独立行政法人自動車事故対策機構	理事長	殿	

国土交通省自動車局

審査・リコール課長

安全政策課長

整備課長

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけではなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

また、これをもとに、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しました。

このことについて、別添のとおり各団体あて通知しておりますのでお知らせいたします。